本　　則

1　契約種別

この料金表の契約種別は、「動力プラン」といたします。

2　料金表の変更

（1）当社は、民法第548条の４の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

（2）消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

（3）お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令等の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令等をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

（4）当社は、この料金表を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、お客さまが１年を通じてこの動力プランの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

（1）契約電力が原則として50キロワット未満であること。

（2）１需要場所において電灯または小型機器を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力の合計または最大需要容量もしくは契約上使用できる最大容量（以下「契約容量」といいます。）と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、１需要場所において電灯または小型機器を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該

一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(１)に該当し、かつ、(２)の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4　需給契約の申込み

（１）お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）、この料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、インターネット、電話、口頭等による申込みを受け付けることがあります。

また、当社が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人のときは運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます）、供給電圧、契約負荷設備、契約上設定する主開閉器（以下「契約主開閉器」といいます。）、契約電力、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

（２）口座振替による料金のお支払いについて、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申込みをしていただきます。

（３）契約負荷設備および契約電力については、１年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、１年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

（４）供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

5　契約期間

（１）契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。

（２）原則として、契約期間満了に先だって、この料金表以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

６　需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、１需要場所について１契約種別を適用して、１需給契約を結びます。

（１）電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、１需要場所において、約款およびこの料金表に定める契約種別のうち、当社があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合

（２）災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき

（３）その他技術上、経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合

７　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

８　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

９　契約電力

（１）契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、約款別表５（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表１（契約電力の算定方法）に準じて算定し、ロの係数を乗じないものといたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

（２）お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、（１)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表１（契約電力の算定方法（により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。
なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

10 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

（１）夏季
毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

（２）その他季
毎年４月１日から６月30日までの期間および毎年10月１日から翌年３月31日までの期間をいいます。

11 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表２（市場価格等調整）によって算定された市場価格等調整額を差し引き、または加えたものといたします。

（１）基本料金
基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,152円44銭

（２）電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	26円80銭	25円51銭

（３）その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

12 電気料金請求書および電気料金計算書の発行手数料

電気料金請求書および電気料金計算書の発行手数料は、次のとおりといたします。

１契約１料金算定期間につき	165円00銭

13 日割計算

当社は、約款第24条によって日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、契約種別、契約負荷設備、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があり、日割計算に応じて電力量料金を算定する場合は、別表２（日割計算に応じて電力量料金を算定する場合の基本算式）によるものといたします。

14 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

15 力率の保持

（１）需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

（２）お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

16 その他

（1）変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

（2）お客さまが電灯または小型機器を使用された場合で、当社がその旨を警告しても改めないときには、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、約款第32条(2)ニに準じて電気の供給を停止することがあります。

（3）お客さまが名義変更または需給契約を廃止しようとされる場合は、当社が文書による申出を必要とするときを除き、インターネット、電話、口頭等により申し出ていただきます。

（4）この料金表に定めのない規定については、約款にかかわる規定を準用するものといたします。

附　　則

1 実施期日

この料金表は、2026 年 4 月 1 日から実施いたします。

別　　表

1　契約電力の算定方法

本則９（契約電力）(２)の場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

（１）供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電流（ボルト）×1／1,000

なお、交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

（２）供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電流（ボルト）×1.732×1／1,000

2　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合の基本算式

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。